

第1回嬉野市議会定例会議案

平成24年3月1日提出

嬉 野 市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
1	平成24年3月1日	嬉野市暴力団排除条例について	1
2	〃	嬉野市印紙類購入基金条例について	5
3	〃	嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について	7
4	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	10
5	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	12
6	〃	嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例について	14
7	〃	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について	16
8	〃	嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例について	18
9	〃	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について	20
10	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	22
11	〃	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について	24
12	〃	嬉野市保育所条例を廃止する条例について	28
13	〃	市道路線の廃止について	30
14	〃	市道路線の認定について	36
15	〃	平成23年度嬉野市一般会計補正予算(第6号)	別冊
16	〃	平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃
17	〃	平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	〃
18	〃	平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	〃
19	〃	平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
20	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
21	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃

22	平成24年3月1日	平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算(第2号)	別冊
23	〃	平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)	〃
24	〃	平成24年度嬉野市一般会計予算	〃
25	〃	平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
26	〃	平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
27	〃	平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
28	〃	平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
29	〃	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
30	〃	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
31	〃	平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算	〃
32	〃	平成24年度嬉野市水道事業会計予算	〃

諮問番号	提出年月日	諮問名	頁
1	平成24年3月1日	人権擁護委員候補者の推薦について	42

議案第1号

嬉野市暴力団排除条例について

嬉野市暴力団排除条例を別紙のように制定する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）を基に、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者として佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）第3条に規定する者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者、市内への通勤者及び通学者並びに滞在者をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、法第32条の2第1項の規定により佐賀県公安委員会から佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、市民等が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、国、佐賀県（以下「県」という。）、県内の他の市町（以下「他の市町」という。）、市、市民等及び関係機関等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県、他の市町、市民等及び関係機関等と連携し、及び協力して、暴力団の排除のための施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）によって暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1） 市が実施する入札に暴力団等を参加させないための措置

（2） 市と契約を締結した者に暴力団等と下請契約を締結させないための措置

（3） 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

（公の施設の暴力団の利用制限）

第7条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる。

（市民等に対する支援等）

第8条 市は、国、県、他の市町及び関係機関等と連携して、市民等及び市民等に

より組織する団体が自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、国、県、他の市町及び関係機関等と連携して、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除に関する気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(生徒に対する教育等のための措置)

第10条 市は、その設置する中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団が市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、保護者、学校関係者その他の生徒の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第2号

嬉野市印紙類購入基金条例について

嬉野市印紙類購入基金条例を別紙のように制定する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 旅券発給に伴う印紙類の購入及び売りさばき事務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市印紙類購入基金条例

(設置)

第1条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）に基づき処理する旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給申請等に必要収入印紙及び佐賀県収入証紙（以下「印紙類」という。）の購入及び売りさばき事務を円滑かつ効率的に行うため、嬉野市印紙類購入基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、200万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(印紙類の購入)

第4条 市長は、印紙類の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙類購入を行わなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月2日から施行する。

議案第3号

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成対象を中学生まで拡大するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正
する条例

(嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例

第1条中「及び小学生」を「並びに小学生及び中学生」に改める。

第2条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「中学生」とは、満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条中「及び小学生」を「並びに小学生及び中学生」に改める。

第4条第2号中「小学生」を「小学生及び中学生」に改め、同条第3号中「及び小学生」を「並びに小学生及び中学生」に改める。

第6条中「満12歳」を「満15歳」に改める。

第8条中「及び小学生」を「並びに小学生及び中学生」に改める。

(嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成23年嬉野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の

助成から適用し、平成24年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 4 号

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 39 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政嘱託員、消防団団員、体育指導委員及び水道料金等収納嘱託員について、報酬額の改定等をするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表行政嘱託員の項中「～40世帯」を「40世帯以下」に、「2,400円」を「2,200円」に改め、同表中

「

消防団団員	〃 19,000円	〃
-------	-----------	---

」を

「

消防団団員（基本団員）	〃 19,000円	〃
消防団団員（支援団員）	〃 5,700円	〃

」に

改め、同表体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、

同表水道料金等収納嘱託員の部中

加算額	収納1件につき 150円
-----	--------------

」を

「

加算額	収納1件につき 150円
	開閉栓1件につき 150円

」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第5号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)、地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第120号)及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第54条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「f) については」を「f) がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

嬉野市土地開発基金条例（平成18年嬉野市条例第75号）の一部を別紙のよう
に改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 基金の額を適正規模とするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例

嬉野市土地開発基金条例（平成18年嬉野市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3億7,826万5,000円」を「1億円」に改め、同条第2項中「積み立て」を「積立て」に改め、同条第3項中「積み立て」を「積立て」に、「積み立て相当額」を「積立相当額」に改める。

附 則

この条例は、平成24年3月30日から施行する。

議案第7号

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から嬉野市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 8 号

嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例について

嬉野市立図書館条例（平成 18 年嬉野市条例第 88 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行による図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例

嬉野市立図書館条例（平成18年嬉野市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「並びに学識経験を有する者のうち」を「、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第9号

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正
する条例について

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例
第110号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）及び地域の自
主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、並びに廃棄物の適正な
処理を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正
する条例

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して」を削り、同項第6号を削る。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（再生資源物の収集等の禁止）

第15条の3 市又は市の委託を受けて廃棄物の収集若しくは運搬を行う者以外は、収集所に搬入された一般廃棄物のうち、再生資源の利用の促進の対象となるものとして規則で定めるもの（以下「再生資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市又は市の委託を受けて廃棄物の収集若しくは運搬を行う者以外の者が前項の規定に違反して、再生資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

別表第1中	指定袋(持込専用)大	1枚につき	100円	を
	〃 (持込専用)小	〃	70円	
	〃 (リサイクル用)	〃	20円	

指定袋 大	1枚につき	100円	に改め、事
〃 中	〃	70円	
〃 小	〃	50円	
〃 (リサイクル用)	〃	20円	

業系一般廃棄物の項の次に次のように加える。

犬・猫等の死体の処分	1体につき	1,500円
------------	-------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

議案第10号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 土地区画整理事業地区内4公園を都市公園として管理するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「嬉野温泉公園 嬉野市嬉野町大字下野字一本椎甲 12 番地 1」

を 「嬉野温泉公園 嬉野市嬉野町大字下野字一本椎甲 12 番地 1
花みずき公園 嬉野市嬉野町大字下宿乙2363番地
下宿公園 嬉野市嬉野町大字下宿甲4716番地14
井手川内公園 嬉野市嬉野町大字下野甲5685番地2
龍王公園 嬉野市嬉野町大字下野甲 5696 番地 1」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「政令第6条第1項」を「次項」に、「次項及び次条第2項」を「第4項及び次条第2項」に改め、同項第2号中「ア、イ又はウ」を「アからオまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として第3項で定める者がある場合 214,000円

第6条第1項第2号ウ中「ア及びイ」を「アからエまで」に、「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号イを同号エとし、同号中アの次に次のように加える。

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

第6条第2項中「前項」を「第1項」に、「入居」を「の入居」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉

- に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 第1項第2号アに定める場合は、入居者又は同居者に次の各号のいずれかに該当する者がある場合とする。
- (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアから

ウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 前項第2号アに規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が前項第3号に規定する程度

(3) 前項第4号、第6号又は第7号に該当する者

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第2号エ」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第12号

嬉野市保育所条例を廃止する条例について

嬉野市保育所条例（平成18年嬉野市条例第98号）は、廃止する。

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市保育所としての用途を廃止したいので、条例を廃止する必要がある。

嬉野市保育所条例を廃止する条例

嬉野市保育所条例（平成18年嬉野市条例第98号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第13号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	八反角1号線	嬉野町大字下宿字八反角乙178番3地先 嬉野町大字下宿字八反角乙146番2地先
2	八反角2号線	嬉野町大字下宿字新替乙76番地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲4637番1地先
3	八反角3号線	嬉野町大字下宿字八反角乙132番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲812番4地先
4	八反角4号線	嬉野町大字下宿字宿下乙656番5地先 嬉野町大字下宿字八反角乙137番1地先
5	七区画1号線	嬉野町大字下宿字中原乙385番4地先 嬉野町大字下宿字八反角乙177番2地先
6	七区画2号線	嬉野町大字下宿字八反角乙162番11地先 嬉野町大字下宿字八反角乙127番1地先
7	七区画3号線	嬉野町大字下宿字中原乙426番地先 嬉野町大字下宿字中原乙437番2地先
8	七区画4号線	嬉野町大字下宿字八反角乙166番2地先 嬉野町大字下宿字八反角乙179番16地先
9	七区画5号線	嬉野町大字下宿字八反角乙168番地先 嬉野町大字下宿字八反角乙153番地先
10	七区画6号線	嬉野町大字下宿字宿下乙689番2地先 嬉野町大字下宿字宿下乙663番地先

1 1	七区画 7 号線	嬉野町大字下宿字宿下乙 659 番 4 地先 嬉野町大字下宿字新替乙 88 番地先
1 2	七区画 8 号線	嬉野町大字下宿字宿下乙 663 番地先 嬉野町大字下宿字宿下乙 377 番地先
1 3	七区画 9 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 121 番 1 地先 嬉野町大字下宿字新替乙 108 番地先
1 4	七区画 1 0 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 113 番 7 地先 嬉野町大字下宿字新替乙 97 番 1 地先
1 5	七区画 1 1 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 108 番地先 嬉野町大字下宿字新替乙 92 番地先
1 6	七区画 1 2 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 62 番地先 嬉野町大字下宿字新替乙 48 番地先
1 7	七区画 1 3 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 57 番地先 嬉野町大字下宿字新替乙 30 番地先
1 8	七区画 1 4 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 28 番地先 嬉野町大字下宿字新替乙 15 番地先
1 9	七区画 1 5 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 28 番地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4660 番地先
2 0	七区画 1 6 号線	嬉野町大字下宿字新替乙 21 番 1 地先 嬉野町大字下宿字新替乙 25 番 2 地先
2 1	七区画 1 7 号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4063 番 1 地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4193 番 1 地先
2 2	七区画 1 8 号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4078 番地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4173 番 1 地先
2 3	七区画 1 9 号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4082 番 1 地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4658 番地先
2 4	七区画 2 0 号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4078 番地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4128 番 1 地先
2 5	七区画 2 1 号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4087 番地 9 先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4121 番地先

26	七区画22号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4179 番1 地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4120 番地先
27	七区画23号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4097 番地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4115 番1 地先
28	七区画24号線	嬉野町大字下宿字新替乙 15 番地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4651 番地先
29	七区画25号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4102 番1 地先 嬉野町大字下宿字新替乙 1 番地先
30	七区画26号線	嬉野町大字下宿字新替乙 2 番1 地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4700 番地先
31	七区画27号線	嬉野町大字下宿字五本杉甲 4635 番1 地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4630 番地先
32	七区画28号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4142 番1 地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4154 番1 地先
33	七区画29号線	嬉野町大字下宿字五本杉甲 4630 番地先 嬉野町大字下宿字五本杉甲 4540 番1 地先
34	七区画30号線	嬉野町大字下宿字八反角乙 181 番11 地先 嬉野町大字下宿字八反角乙 165 番2 地先
35	七区画31号線	嬉野町大字下宿字八反角乙 178 番7 地先 嬉野町大字下宿字八反角乙 177 番2 地先
36	七区画32号線	嬉野町大字下宿字八反角乙 138 番地先 嬉野町大字下宿字新替乙 59 番地先
37	七区画33号線	嬉野町大字下宿字一本杉甲 4096 番1 地先 嬉野町大字下宿字一本杉甲 4097 番地先
38	七区画34号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4200 番1 地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4190 番1 地先
39	七区画35号線	嬉野町大字下宿字二本杉甲 4173 番1 地先 嬉野町大字下宿字二本杉甲 4130 番1 地先
40	嬉野環状2号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 790 番2 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 812 番4 地先

4 1	八区画 1 号線	嬉野町大字下野字壺本椎甲 76 番 11 地先 嬉野町大字下野字壺本椎甲 112 番 3 地先
4 2	八区画 2 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 781 番 1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 793 番地先
4 3	八区画 3 号線	嬉野町大字下野字壺本椎甲 93 番地先 嬉野町大字下野字壺本椎甲 112 番 4 地先
4 4	八区画 4 号線	嬉野町大字下野字壺本椎甲 93 番地先 嬉野町大字下野字壺本椎甲 111 番地先
4 5	八区画 5 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 790 番 1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 787 番 2 地先
4 6	八区画 6 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 784 番 3 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 776 番地先
4 7	八区画 7 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 800 番 1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 771 番 2 地先
4 8	八区画 8 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 787 番 2 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 808 番 1 地先
4 9	八区画 9 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 846 番 2 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 816 番 1 地先
5 0	八区画 1 0 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 846 番 2 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 2700 番 1 地先
5 1	八区画 1 1 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 860 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 859 番地先
5 2	八区画 1 2 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 836 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 948 番地先
5 3	八区画 1 3 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 877 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 882 番地先
5 4	八区画 1 4 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 812 番 1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 931 番地先
5 5	八区画 1 5 号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 830 番 1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 830 番 4 地先

56	八区画16号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 884 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 930 番3 地先
57	八区画17号線	嬉野町大字下野字三本椎甲 2695 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 927 番5 地先
58	八区画18号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 948 番地先 嬉野町大字下野字三本椎甲 2683 番地先
58	八区画19号線	嬉野町大字下野字三本椎甲 2697 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 990 番3 地先
60	八区画20号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 822 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 984 番地先
61	八区画21号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 899 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 898 番1 地先
62	八区画22号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 924 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 923 番1 地先
63	八区画23号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 923 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 1023 番1 地先
64	八区画24号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 1023 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 1045 番地先
65	八区画25号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 984 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 1048 番1 地先
66	八区画26号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 727 番3 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 729 番地先
67	八区画27号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 791 番地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 846 番2 地先
68	八区画28号線	嬉野町大字下野字式本椎甲 987 番1 地先 嬉野町大字下野字式本椎甲 984 番地先
69	立岩線	嬉野町大字下野字式本椎甲 729 番1 地先 嬉野町大字下野字三本杉甲 401 番1 地先
70	神楽土器線	嬉野町大字下野字二本杉甲 1224 番地先 嬉野町大字下野字二本杉甲 1132 番1 地先

7 1	中井手線	嬉野町大字下宿字嬉野松乙 548 番 1 地先 嬉野町大字下野字壺本椎甲 76 番 2 地先
7 2	下野線	嬉野町大字下野字一本椎甲 28 番 2 地先 嬉野町大字下野字三本松丙 224 番 1 地先

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第14号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	八反角1号線	嬉野町大字下宿甲 4710 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4720 番 15 地先
2	八反角2号線	嬉野町大字下宿乙 2363 番地先 嬉野町大字下宿甲 4713 番 10 地先
3	八反角3号線	嬉野町大字下宿乙 2363 番地先 嬉野町大字下野甲 5693 番 1 地先
4	八反角4号線	嬉野町大字下宿乙 2350 番 26 地先 嬉野町大字下宿乙 2357 番 11 地先
5	七区画1号線	嬉野町大字下宿乙 2351 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2354 番 15 地先
6	七区画2号線	嬉野町大字下宿乙 2353 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2353 番 15 地先
7	七区画3号線	嬉野町大字下宿乙 2352 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2352 番 35 地先
8	七区画4号線	嬉野町大字下宿乙 2353 番 14 地先 嬉野町大字下宿乙 2354 番 15 地先
9	七区画5号線	嬉野町大字下宿乙 2357 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2357 23 番地先
10	七区画6号線	嬉野町大字下宿乙 2370 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2370 番 6 地先

1 1	七区画 7 号線	嬉野町大字下宿乙 2369 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2366 番 7 地先
1 2	七区画 8 号線	嬉野町大字下宿乙 2369 番 9 地先 嬉野町大字下宿乙 2367 番 9 地先
1 3	七区画 9 号線	嬉野町大字下宿乙 2364 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2366 番 10 地先
1 4	七区画 1 0 号線	嬉野町大字下宿乙 2364 番 3 地先 嬉野町大字下宿乙 2364 番 7 地先
1 5	七区画 1 1 号線	嬉野町大字下宿乙 2365 番 13 地先 嬉野町大字下宿乙 2365 番 8 地先
1 6	七区画 1 2 号線	嬉野町大字下宿乙 2358 番 12 地先 嬉野町大字下宿乙 2358 番 5 地先
1 7	七区画 1 3 号線	嬉野町大字下宿乙 2360 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2360 番 17 地先
1 8	七区画 1 4 号線	嬉野町大字下宿乙 2362 番 10 地先 嬉野町大字下宿乙 2360 番 10 地先
1 9	七区画 1 5 号線	嬉野町大字下宿乙 2362 番 12 地先 嬉野町大字下宿甲 4725 番 6 地先
2 0	七区画 1 6 号線	嬉野町大字下宿甲 4721 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4722 番 22 地先
2 1	七区画 1 7 号線	嬉野町大字下宿甲 4711 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4711 番 23 地先
2 2	七区画 1 8 号線	嬉野町大字下宿甲 4710 番 20 地先 嬉野町大字下宿甲 4712 番 8 地先
2 3	七区画 1 9 号線	嬉野町大字下宿甲 4710 番 21 地先 嬉野町大字下宿甲 4713 番 10 地先
2 4	七区画 2 0 号線	嬉野町大字下宿甲 4717 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4715 番 6 地先
2 5	七区画 2 1 号線	嬉野町大字下宿甲 4717 番 14 地先 嬉野町大字下宿甲 4717 番 8 地先

26	七区画22号線	嬉野町大字下宿甲 4715 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4715 番 8 地先
27	七区画23号線	嬉野町大字下宿甲 4714 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4714 番 10 地先
28	七区画24号線	嬉野町大字下宿甲 4721 番 18 地先 嬉野町大字下宿甲 4725 番 8 地先
29	七区画25号線	嬉野町大字下宿甲 4725 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4725 番 17 地先
30	七区画26号線	嬉野町大字下宿甲 4724 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4724 番 13 地先
31	七区画27号線	嬉野町大字下宿甲 4730 番 10 地先 嬉野町大字下宿甲 4729 番 4 地先
32	七区画28号線	嬉野町大字下宿甲 4729 番 9 地先 嬉野町大字下宿甲 4729 番 1 地先
33	七区画29号線	嬉野町大字下宿甲 4728 番 5 地先 嬉野町大字下宿甲 4747 番地先
34	七区画30号線	嬉野町大字下宿乙 2354 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2354 番 23 地先
35	七区画31号線	嬉野町大字下宿乙 2356 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2356 番 11 地先
36	七区画32号線	嬉野町大字下宿乙 2358 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2359 番 18 地先
37	七区画33号線	嬉野町大字下宿甲 4719 番 9 地先 嬉野町大字下宿甲 4719 番 8 地先
38	七区画34号線	嬉野町大字下宿甲 4712 番 1 地先 嬉野町大字下宿甲 4712 番 4 地先
39	七区画35号線	嬉野町大字下宿甲 4712 番 8 地先 嬉野町大字下宿甲 4712 番 7 地先
40	七区画36号線	嬉野町大字下宿乙 2367 番 1 地先 嬉野町大字下宿乙 2367 番 12 地先

4 1	七区画 3 7 号線	嬉野町大字下宿甲 4728 番 12 地先 嬉野町大字下宿甲 4728 番 11 地先
4 2	嬉野環状 2 号線	嬉野町大字下野甲 5685 番 6 地先 嬉野町大字下野甲 5699 番 3 地先
4 3	八区画 3 号線	嬉野町大字下野甲 5680 番 6 地先 嬉野町大字下野甲 5682 番 7 地先
4 4	八区画 5 号線	嬉野町大字下野甲 5687 番 2 地先 嬉野町大字下野甲 5687 番 6 地先
4 5	八区画 7 号線	嬉野町大字下野甲 5683 番 5 地先 嬉野町大字下野甲 5683 番 2 地先
4 6	八区画 8 号線	嬉野町大字下野甲 5686 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5686 番 5 地先
4 7	八区画 9 号線	嬉野町大字下野甲 5689 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5692 番 1 地先
4 8	八区画 1 0 号線	嬉野町大字下野甲 5689 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5698 番 4 地先
4 9	八区画 1 1 号線	嬉野町大字下野甲 5690 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5690 番 1 地先
5 0	八区画 1 2 号線	嬉野町大字下野甲 5689 番 14 地先 嬉野町大字下野甲 5690 番 4 地先
5 1	八区画 1 3 号線	嬉野町大字下野甲 5691 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5691 番 11 地先
5 2	八区画 1 4 号線	嬉野町大字下野甲 5688 番 5 地先 嬉野町大字下野甲 5691 番 6 地先
5 3	八区画 1 5 号線	嬉野町大字下野甲 5694 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5694 番 9 地先
5 4	八区画 1 6 号線	嬉野町大字下野甲 5695 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5695 番 12 地先
5 5	八区画 1 7 号線	嬉野町大字下野甲 5697 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5696 番 19 地先

56	八区画18号線	嬉野町大字下野甲 5697 番 9 地先 嬉野町大字下野甲 5697 番 6 地先
57	八区画19号線	嬉野町大字下野甲 5698 1 番地先 嬉野町大字下野甲 5699 番 5 地先
58	八区画20号線	嬉野町大字下野甲 5707 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5706 番 8 地先
59	八区画21号線	嬉野町大字下野甲 5706 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5706 番 12 地先
60	八区画24号線	嬉野町大字下野甲 5702 番 15 地先 嬉野町大字下野甲 5702 番 9 地先
61	八区画25号線	嬉野町大字下野甲 5701 番 13 地先 嬉野町大字下野甲 5700 番 11 地先
62	八区画27号線	嬉野町大字下野甲 5688 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5688 番 1 地先
63	八区画28号線	嬉野町大字下野甲 5700 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5700 番 14 地先
64	立岩線	嬉野町大字下野甲 5683 番 1 地先 嬉野町大字下野字三本杉甲 401 番 1 地先
65	神楽土器線	嬉野町大字下野甲 5701 番 1 地先 嬉野町大字下野字二本杉甲 1132 番 1 地先
66	中井手線	嬉野町大字下宿字嬉野松乙 548 番 1 地先 嬉野町大字下野甲 5680 番 17 地先
67	下野線	嬉野町大字下野字式本椎甲 973 番 1 地先 嬉野町大字下野字三本松丙 224 番 1 地先
68	の場線	嬉野町大字下野字一本椎甲 28 番 2 地先 嬉野町大字下野甲 5687 番 4 地先

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲728番地

氏 名 杉光 貴美子

昭和38年1月6日生

平成24年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。